

6. 平成16年度に創設された調整費等

計数は国土交通省所管予算

《社会資本整備事業調整費（国費120億円、皆増）》

各府省で進められる長期計画に基づく計画的な社会資本整備の推進や、各府省の公共事業間の調整による効率的・一体的な実施に対し、年度途中に、必要に応じ機動的な支援を行う。

事業推進の部：政策評価の結果及び地方公共団体の提案を受けた事業の推進

事業調整の部：所管の異なる公共事業間の調整

調査の部：事業調整の前段となる調査の総合的な調整

《景観形成事業推進費（国費200億円、皆増）》

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進に資する事業及び調査について支援するため、下記の事業等を対象として景観形成事業推進費を創設する。

景観法（仮称）に基づく景観計画（仮称）に定められた事業

同計画に定められた景観計画区域又は景観地区の区域において行われる良好な景観の形成のための事業

風致地区又は屋外広告物条例が定められている地区において行われる良好な景観の形成のための事業

当該費用の活用として、年度途中に、デザインについて住民や行政からなる景観協議会（仮称）の合意がなされた場合や、権利関係が錯綜しやすく調整が難しい都市内で地権者の合意が得られた場合などが想定される。

《道州制北海道モデル事業推進費（国費100億円、皆増）》

地理的に既に道州の形態にある北海道において、本州等であれば都府県域を越えるような広域的な課題に対応し、地方の自主性・裁量性を最大限に活かした地域づくりを試行的に実施することにより、地方の実情に応じた、より効率的・効果的な社会資本整備の推進を図るとともに、道州制導入に係る諸検討に活用する。

北海道は、広域的な地域の振興・活性化に向けて、市町村等と連携し、成果目標等を含む事業計画を策定するとともに、当該計画に基づき、幅広い事業メニューの中から、「何を」、「いつ」、「どこで」、「どのように」実施するかは、北海道が自主的に選択できるようにする。事業計画終了後、北海道は、成果目標等の達成状況、住民の満足度等を評価し、その結果を公表し、国は、これを踏まえ、取組みの成果を評価・検証する。